

260MHz 帯デジタル防災行政無線システムの共同利用等に関する調査検討会  
設置要綱

1 名 称

この検討会は、「260MHz 帯デジタル防災行政無線システムの共同利用等に関する調査検討会」と称する。

2 目 的

本調査検討会は、260MHz 帯デジタル防災行政無線システムの整備に関して、市町村合併の状況及び財政や地理的条件等の地域事情を考慮しつつ、基地局・中継局設備等の複数自治体による共同利用等の効率的な整備方策を明らかにすることにより同システムの普及促進を図るとともに電波の有効利用に資することを目的とする。

3 調査検討事項

- (1) 防災行政無線（移動系）の現状と課題の把握
- (2) 地域事情に応じた効率的な整備方策の検討
- (3) 共同利用等における使用周波数の数に関する検討
- (4) 共同利用等における通信統制等の機能に関する検討
- (5) 異メーカー間の無線設備の相互接続に関する通信試験

4 構 成

- (1) 北陸総合通信局長の委嘱を受けた者により構成する。構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 座長 1 名を置く。座長は構成員の互選により選出する。
- (3) 座長は、必要な場合は構成員の中から副座長を指名することができる。

5 運 営

- (1) 検討会は、座長が招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じてオブザーバの参加を求めることができる。
- (3) 検討の効率化を図るため、電子メールによる審議を行うことができる。
- (4) 座長は、上記の他、本会の運営に必要な事項を定める。

6 報 告

座長は、検討会が終了したときは、その結果を平成 21 年 3 月 31 日までに北陸総合通信局長に報告する。

7 開催期間

平成 20 年 6 月 26 日から前項の報告をするまでの期間とする。

8 事務局

検討会の事務局は、北陸総合通信局無線通信部企画調整課、同陸上課及び外部請負者が行う。